

小金井市居宅介護支援事業所 御中

小金井市福祉保健部介護福祉課長 高橋 正恵  
高齢福祉担当課長 鈴木 茂哉  
(公印省略)

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

平素よりお世話になっております。

平成30年10月1日より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数（厚生労働大臣が定める回数）を超える居宅サービス計画について、保険者への届出が必要となります。

つきましては、下記のとおり、届出に係る運用について、整理致しましたので、各ケアマネジャー様におかれましては、適切に届出をお願い致します。

記

1 厚生労働大臣が定める回数について

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

| 要介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|------|------|------|------|------|
| 基準回数 | 27回  | 34回  | 43回  | 38回  | 31回  |

※上記の回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更）した居宅サービス計画より、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日（開庁日にあたる場合は翌開庁日）までに届け出てください。（例）10月に作成したもの→11月末までの届出

3 提出書類

- (1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書
- (2) フェイスシート及びアセスメント表
- (3) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し

※居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの。

※居宅サービス計画書「第2表」は、訪問介護の記載のあるページのみでなく、全てのページをご提出ください。

※居宅介護支援経過「第5表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したべ

ージのみの提出で可。

※「第6表」(サービス利用票)は、実績の記載は不要です。

※用紙サイズはA4サイズに統一してください。

(4) 訪問介護計画書の写し

※指定居宅介護支援事業所(介護支援専門員)が訪問介護事業所から提供を受けたもの。

4 その他

提出された「居宅介護サービス計画書」等の内容について、結果の通知はいたしません。担当者へ個別の照会する場合があります。

5 提出場所・問合先

〒184-8504

東京都小金井市本町6丁目6番3号

小金井市福祉保健部介護福祉課介護保険係

電話：042-387-9822